

## 福島県地域学校協働本部事業実施要綱

### 1 目 的

福島県地域学校協働本部事業の実施に関し、必要な事項を定めることにより、青少年及びその保護者の教育活動等を支援するボランティア制度を整備し、学校・家庭・地域における体験活動やボランティア活動の充実を図るとともに、学校と地域が連携したすべての教育活動を一層効果的・効率的に展開することにより、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むことを目的とする。

### 2 実施主体

福島県教育委員会が主体となり、各市町村教育委員会、各学校と連携を図りながら事業を推進する。

### 3 事業内容

#### (1) 推進体制の整備

本事業の目的を達成するため、以下に掲げる各本部及び地域学校協働推進委員会を設置する。

#### ア 県本部の設置

(7) 福島県教育庁内（事務局：社会教育課）に地域学校協働本部・県本部を設置する。

(4) 県本部には次の人員を配置する。

本 部 長：政策監

副 本 部 長：教育総務課長

事 務 局 長：社会教育課長

コーディネーター：社会教育主事兼指導主事

(6) 県本部では次の a～e に示す業務を行う。

a 「学習支援等ボランティア人材バンク」の管理と学習支援等ボランティア等（以下、「ボランティア」という。）の登録促進に関すること

b ボランティアの活動を推進する研修に関すること

c 実践事例などの情報収集や情報提供、実施状況調査に関すること

d 地域本部との連絡調整、相談やコーディネートに関すること

e その他、推進に関すること

#### イ 地域本部の設置

(7) 福島県教育庁各教育事務所内に地域学校協働本部・地域本部を設置する。

(4) 地域本部には次の人員を配置する。

本 部 長：所長

副 本 部 長：次長兼総務社会教育課長

コーディネーター：社会教育主事及び指導主事

- (ウ) 地域本部では次の a～g に示す業務を行う。
  - a 公民館及び学校の訪問指導に関すること
  - b ボランティア人材の発掘と「学習支援等ボランティア人材バンク」の活用に関すること
  - c ボランティアの活動を推進する研修に関すること
  - d 市町村本部との連絡調整、相談やコーディネートに関すること
  - e 各学校（地域学校協働推進委員会等）との連絡調整に関すること
  - f 地方振興局（復興支援・地域連携室を含む）との連絡調整に関すること
  - g その他、推進に関すること

ウ 市町村本部の設置

- (ア) 各市町村内においては、自主的に地域学校協働本部・市町村本部を設置する。
- (イ) 各市町村本部の人員は各本部の計画による。
- (ウ) 市町村本部では次の a～d の業務を行う。
  - a ボランティア活動を推進するための、情報提供・相談及びコーディネートに関すること
  - b 各種ボランティアの登録や活用の推進及び活用状況の把握に関すること
  - c 域内各学校との連携に関すること
  - d その他、推進に関すること

エ 「地域学校協働推進委員会」の設置

- (ア) 各学校内に地域学校協働推進委員会を設置する。
- (イ) 地域学校協働推進委員会の組織は各学校の計画による。
- (ウ) 地域学校協働推進委員会には、地域連携担当教職員を置く。
- (エ) 地域連携担当教職員は主に次の職務を行う。
  - a 学校と地域が連携した取組の調整に関すること
  - b 学校と地域が連携した取組の連絡や情報収集に関すること
  - c 学校と地域が連携した取組の充実に関すること
  - d 福島県地域学校協働本部事業における地域学校協働推進委員会に関すること

(2) 「学習支援等ボランティア人材バンク」の管理

学校や地域における青少年の学習活動や体験活動、児童生徒が行うボランティア活動を支援する団体及び人材の登録を行う。

ア 登録

登録は、年間を通じて県本部及び地域本部連携を図りながら随時行う。

イ 対象

県内各地域の団体及び人材

ウ 「学習支援等ボランティア人材バンク」の活用

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

福島県地域学校協働本部（旧 体験活動・ボランティア推進センター）体系

